

# 神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業

## 募 集 要 項

平成26年6月

広島県 神石郡 神石高原町

## 【目次】

1	事業の概要	1
2	応募の条件	5
3	応募の手続	7
4	審査提案書等の内容	8
5	提案の審査	10
6	契約の基本的条件	12
7	問合せ先	13

### 添付資料

添付資料－1	事業スキーム図（案）	14
添付資料－2	リスク分担表（案）	15

### 別添資料

募集要項	別添資料－1	要求水準書
募集要項	別添資料－2	優先交渉権者選定基準
募集要項	別添資料－3	基本協定書（案）
募集要項	別添資料－4	契約書（案）
募集要項	別添資料－5	様式集

## 1 事業の概要

### (1) 事業の名称

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業の対象となる公共施設等の種類

仙養ヶ原森林公園（以下「本公園」という。）

### (3) 事業の実施場所

広島県神石郡神石高原町上豊松 7 2 番地 8 他

### (4) 事業の背景と目的

本公園は、すぐれた自然環境にある森林を保護し、その利用を促進することにより住民の保健及び休養を図るとともに、都市住民と地域住民の交流の場を創造することにより、地域産業の活性化及び雇用機会の促進を図るため、平成元年に設置し、毎年約 3 万人の来園がある。

しかし、近年、近隣類似施設との競合や施設の老朽化等により入場者数は減少傾向にある。

また、施設の経常的な施設管理委託料や修繕費の増加が町財政を圧迫している状況があり、入園者数の増加と施設維持のための財源確保が課題となっている。

これらの課題を解決するため、本公園の緑豊かな自然環境や中山間地域特有の心安まる美しい景観を活かし、町内外から訪れる人々が気軽に交流・体験・利用できる「くつろぎの場」となるような公園として再整備する。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき PFI 事業として実施する。

施設の設計、建設、維持管理及び運営等を一体的に実施することにより、民間事業者のノウハウを活かしたハードとソフトが相乗効果を生み出すような事業・施設計画により、各施設に求められる役割・機能が最大限に発揮されることを期待している。更に、事業期間全体を通じて、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案により、住民サービスの向上や町の財政負担の軽減、本公園周辺をはじめ、町内の活性化等が図られることを目的とする。

### (5) 公共施設等の管理者の名称

神石高原町長 牧野 雄光

### (6) 事業期間

事業期間は、事業着手の日（平成 26 年 7 月 1 日を予定）から平成 36 年 6 月 30 日までの 10 年間（予定）

### (7) 事業の基本理念

本事業は、「ヒトと動物、自然との共生」をテーマとして施設整備を行うものとする。

これは、本公園内に整備しているドックラン施設での愛犬との癒しの空間の提供や救助

犬・セラピー犬の育成をはじめとした「犬の殺処分ゼロ」への取り組みを行っていること。また、森の中での歩行や運動により、リラクゼーション効果を得ることのできる、科学的に検証された森林浴効果といわれる「森林セラピー」の基地に本町が認定され、本公園内にセラピーロードを設置したこと。更には、本公園内に絶滅危惧種に指定されている高原植物「オグラセンノウ」を移植しており、その保護を行っていること等、ヒトや動物、自然の「命を慈しむ」取り組みに町として注力していることを踏まえ、ヒトや動物、自然との交流や新たな発見等を通じて、自然と共生する社会に親しみ、理解を高める機会を提供する場所を目指す観光コミュニティパークとして整備するものである。

このことは、単なる施設（ハード）のリニューアル化ではなく、来園者に、施設を活用した「命の大切さ」を学ぶ体験や交流イベントの開催（ソフト）等を提供することにより、その価値に共感していただくことである。

これにより集客を図り、交流人口を拡大することにより新たな雇用の創出や観光産業をはじめとした地域産業の活性化の拠点施設として機能することを目指すこととする。

#### (8) 事業方式

民間事業者は、(7)に掲げる「事業の基本理念」を達成するための施設等を設計・建設するとともに、これらを所有又は使用し、維持管理及び運営を行うものとする。

また、事業終了時まで、町と民間事業者はPFI事業の継続の可否について協議するものとする。

PFI事業を終了する場合は、民間事業者は全ての施設を撤去することを基本とする。

ただし、町と民間事業者との協議により、これらを町へ譲渡することも可能とする。

#### (9) 事業の内容

本事業において、民間事業者が実施する事業の範囲は次のとおりとする。

原則、本事業に要する資金を自ら調達し、施設の整備、維持管理及び運営に関する費用に充てるものとする。（指定管理料は除く。）

##### ①施設整備業務

施設の整備に係る調査、設計、施工、施工監理及びこれら施設整備に伴う手続業務、関連業務を行うものとする。

##### ②施設維持管理業務

施設の保守点検、修理、警備、警戒、清掃等の維持管理業務を行うものとする。

##### ③施設運営業務

施設に係る利用者募集、利用受付、使用料等徴収、安全管理・防災等の運営業務を行うものとする。

#### (10) 施設の規模

施設の規模は、本事業の事業区域(本公園全域)を有効に活用する規模のものとするが、具体的な施設の規模及び整備方法については、民間事業者からの提案により協議の上、契約書に定めるものとする。

(11) 選定事業者の収入

本事業における民間事業者の収入の取扱いについては、次のとおりとする。

①指定管理者の指定

町は、条例により本事業を実施する民間事業者を、議会の議決を経た上で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく「指定管理者」に指定する。

②施設使用料の徴収

民間事業者は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、本公園施設の利用に係る料金を自らの収入として収受することができる。

③民間提案施設に係る収入

民間提案施設の利用料収入等についても、民間事業者は自らの収入とすることができる。ただし、本来業務である本公園施設の運営に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(12) 事業スケジュール（予定）

本事業に関するスケジュールは、次のとおりとする。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ①募集要項の公告            | 平成26年6月上旬 |
| ②優先交渉権者の選定          | 6月下旬      |
| ③民間事業者と契約締結         | 6月下旬      |
| ④事業着手               | 7月上旬      |
| ⑤事業終了（事業期間は10年間の予定） | 平成36年6月下旬 |

(13) 事業に必要とされる関係法令等

民間事業者は、本公園施設の設計、施工、維持管理及び運営を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

本事業を実施するにあたり、関係する法令等は次のとおり。

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ③消防法（昭和23年法律第186号）
- ④ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成3年広島県条例第4号）
- ⑤仙養ヶ原森林公園設置及び管理条例（平成16年条例第164号）
- ⑥仙養ヶ原森林公園管理運営規則（平成16年規則第108号）
- ⑦仙養ヶ原芸術家村設置及び管理条例（平成16年条例第90号）
- ⑧仙養ヶ原芸術家村管理運営規則（平成16年規則第22号）
- ⑨その他の関係法令、条例、規則等

(14) その他の条件等

①モニタリング

町は、民間事業者が整備する施設の維持管理、運營業務及び民間事業者の財務状況について、定期又は必要に応じてモニタリングを行うものとする。モニタリングの基本的な内容は次のとおりとし、詳細は協議の上、契約書に定めるものとする。

## ア 維持管理・運営状況等の報告

契約の定めるところにより、民間事業者は町に対し、設計・建設段階にあつては民間提案施設（以下「本件施設」という。）の整備状況を、また維持管理・運営段階にあつては、提供しているサービスの水準、営業の状況及び今後の営業予測等を記載した業務報告書等を定期的に提出するものとする。

また、町は、本事業の適正かつ確実な実施を図るために必要があると認めるときは、民間事業者に報告を求め、民間事業者の有する施設（整備中のものを含む。）を検査することができるものとする。

## イ 債務履行の確保

民間事業者が整備する施設、提供するサービス等が契約で定める水準に達していない等、本事業の適切かつ確実な実施が図られていない場合、若しくはその恐れがある場合、又は民間事業者に経営破綻の懸念が生じている場合には、契約の定めるところにより、町は、本事業が適正かつ確実に実施されるよう、民間事業者に対し改善勧告を行うとともに、民間事業者に資金提供を行う金融機関等に対しその旨を通知する等必要な措置を行うものとする。

### ②土地の使用に関する事項

本事業の実施に必要な土地は町有地であるが、民間事業者は建設、維持管理及び運営に必要な範囲において、無償で使用することができる。

### ③契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

町及び民間事業者は、契約等の解釈について疑義が生じた場合、誠意をもって協議するものとし、調整が整わない場合は、契約書に定める具体的措置に従うものとする。

また、契約書の条項等の解釈について疑義が生じたとき、または契約書に定めのない事項については、町と民間事業者は、協議の上、互いに誠意をもってこれを定める。町と民間事業者の間で協議が整わない場合には、契約書に基づき、第三者を含めた運営協議会に当事者が申し出、運営協議会でこれを定めるものとする。

運営協議会による協議が整わない場合には、裁判手続によって紛争を解決するものとする。契約書等に関する紛争については、広島地方裁判所福山支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

運営協議会の設置については、別途民間事業者と協議して定めることとする。

### ④事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、町が指定する者に対し、民間事業者の契約上の地位を譲渡させる権利を町が留保することなど、契約書に定める事由ごとに、責任の所在に基づいて規定する対処方法に従うこととする。

また、事業の適正な遂行に関して、民間事業者に資金提供を行う金融機関等に対する措置について契約書に定めるものとする。

### ⑤法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### ア 法制上及び税制上の措置

事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合は、これらの措置を行うことができるよう努めるものとする。

#### イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業実施にあたり、町を通じて財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を受けることができるよう協力を行うものとする。

ウ その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行うものとする。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、町と民間事業者で協議を行い、対応策を検討するものとする。

## 2 応募の条件

### (1) 民間事業者の募集に申込みを行う者（以下「応募者」という。）の構成要件

#### ① 応募者の要件

応募者は、本公園施設を整備し、事業期間中安定してその維持管理・運営ができる企画力、技術力及び経営能力を有する民間事業者又は民間事業者のグループであること。

#### ② 応募者の構成

ア 応募者は、「(2) 応募者の資格要件」を満たす民間事業者又は「(2) 応募者の資格要件」を満たす構成員から成る民間事業者のグループであること。

イ 応募者が複数の民間事業者により構成されるグループとなる場合は、代表者を定め、必ず代表者が応募手続を行うとともに対応窓口となること。

ウ 応募者又は応募者の構成員のいずれかが、他の応募者の構成員として重複参加しないこと。

#### ③ 応募者の制限

応募者（民間事業者のグループである場合は、その構成員を含む。）は、次のいずれかに該当する場合は応募資格がないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 参加表明書受付日から優先交渉権者決定日までの間のいずれかの日において、神石高原町建設業者等指名除外要綱（平成24年告示第34号）及び神石高原町物品調達等の競争入札等に係る指名除外要領（平成21年告示第114号）第2条又は第3条の規定による指名除外を受けている者

ウ 参加表明書受付日から優先交渉権者決定日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

エ 参加表明書受付日から優先交渉権者決定日までの間のいずれかの日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分を受けている者

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づいて更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者

カ 地方自治法施行令第244条の2第11項の規定に該当する者

キ 本町における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ク 町税及び国税を滞納している者（納税義務を有する場合）

ケ 神石高原町暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第3号まで

の規定に該当する者

(2) 応募者の資格要件

- ①建築物等の設計を担当する者（請負契約により実施する場合は、当該請負者）
  - ア 建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ②施設整備を担当する者（請負契約により実施する場合は、当該請負者）
  - ア 平成25・26年度の神石高原町建設工事入札参加資格の認定を受けていること。
  - イ 建設業法第3条第1項の営業所を広島県内に有すること。
  - ウ 土木一式工事又は建築一式工事について、建設業法第7条又は第15条の規定に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- ③施設維持管理・運営を担当する者（請負契約により実施する場合は、当該請負者）
  - ア 公園等の維持管理及び運営の実績を有していること。

(3) 応募者の変更等

- ①応募者のうち代表者以外の構成員の変更は認めるものとする。

参加表明書受付後、グループを構成する者の追加等変更がある場合には、優先交渉権者決定日までに速やかに町に届け出るものとする。
- ②グループを構成する者の変更にあつては、新たな構成員が他の応募者の構成員として重複参加していないこと。

(4) 応募条件

応募の条件は次のとおりとする。

- ①提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ②応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- ③提出した書類の内容の変更は認めない。
- ④応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円を使用することとする。
- ⑤応募者から提出された書類の著作権は、町には帰属しないが、公表、展示及びその他の場合で、町が必要と認めるときには、当該応募者に用途を明示した上で、これを無償で使用できるものとする。
- ⑥町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり又は内容を提示することを禁じる。

(5) その他

その他の条件は次のとおりとする。

- ①町が配布する資料は、本募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ②審査提案書を提出した応募者が提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式6）を提出すること。



③次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 期限内に所定の書類が提出されない場合
- イ 書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要項に違反すると認められる行為があった場合

### 3 応募の手続

#### (1) 応募のスケジュール

応募のスケジュール（予定）は次のとおりとする。

平成26年6月上旬	募集要項の公告（配布）
6月上旬	募集要項に関する質問の受付
6月上旬	募集要項に関する質問に対する回答
6月上旬	参加表明書の受付
6月中旬	提案書の受付
6月下旬	優先交渉権者の選定・公表

#### (2) 応募の手続

##### ①募集要項の公告（配布）

平成26年6月2日（月）に町ホームページで募集要項の公告を実施するとともに、事務局においても配布する。

配布場所は次のとおり。

配布期間 平成26年6月2日（月）～6月13日（金）

配付時間 9時から12時まで及び13時から17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

配布場所 神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室

##### ②参加表明書の受付

参加表明書の受付場所は次のとおりとする。受け付ける書類は、「参加表明書（様式1）」、「グループ構成表（様式2）」及び「委任状（様式3）」とする。

受付期間 平成26年6月2日（月）～6月6日（金）

受付時間 9時から12時まで及び13時から17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

受付場所 神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室

受付方法 郵送又は持参に限る。なお、郵送による場合は、受付の締切日時までに必着とする。

##### ③募集要項に関する質問書の受付

募集要項に関する質問書の受付場所は次のとおりとする。受け付ける書類は「募集要項に関する質問書（様式4）」とする。

受付期間 平成26年6月2日（月）～6月13日（金）

受付時間 9時から12時まで及び13時から17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

受付場所 神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室

受付方法 電子メール、FAX、郵送又は持参に限る。電話又は口頭での質問には応じません。なお、郵送等による場合は、受付の締切日時までに必着とする。

#### ④募集要項に関する質問書に対する回答

募集要項に関する質問書に対する回答は、平成26年6月13日（金）までに随時行うものとする。

#### ⑤応募を辞退する場合

参加表明以降、応募者が応募（審査提案書の提出）を辞退する場合は、「提案辞退書（様式6）」を事務局に提出すること。

また、応募者のうち代表者以外の構成員の変更は認めるものとする。すなわち、参加表明書受付後、優先交渉権者決定日までの間に、グループ構成員の追加等変更がある場合には、応募者は変更等届出書（様式7）により、速やかに事務局に届け出るものとする。

#### ⑥審査提案書の受付

審査提案書の受付場所は次のとおりとする。受け付ける書類は「審査提案書（様式8～32）」とする。

なお、審査提案書受付後、提案内容について、応募者によるプレゼンテーションを実施するものとする。（予定）

受付期間 平成26年6月16日（月）～6月17日（火）

受付時間 9時から12時まで及び13時から17時まで

受付場所 神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室

受付方法 郵送又は持参に限る。なお、郵送による場合は、受付の締切日時までに必着とする。

#### ⑦審査結果の通知

審査の結果は、平成26年6月25日（水）までに応募者に文書で通知するものとする。

グループで応募する場合は代表者に対して通知するものとする。電話等による問い合わせには応じません。

#### ⑧事業説明会

事業契約締結後、必要により事業説明会を実施する。実施日時、場所については、決定後に周知するものとする。

事業説明会への参加を希望する場合は、受付の締切日時までに「事業説明会参加申込書（様式5）」を使用して、電子メール、FAX、郵送又は持参により事務局まで提出すること。なお、郵送等による場合は、受付の締切日時までに必着とする。

## 4 審査提案書等の内容

応募の各段階において、次の書類を提出するものとする。

### (1) 質問書

募集要項に関する質問は「募集要項に関する質問書（様式4）」によること。

## (2) 審査提案書

審査を実施するため、次の書類を提出すること。

### ①提案書類提出届に関する提出書類様式【提出部数：1部】

●提案書類提出届 (様式8)

●業務要求水準確認書 (様式9)

### ②資格審査に関する提出書類様式【提出部数：1部】

●資格審査申請書 (様式10)

●資格要件に関する調書 (様式12)

なお、事業目的に示された本事業の設計・建設及び運営・維持管理を行うにあたり評価の対象となる資格を示す書類として、資格審査申請書(様式10)とともに、応募者及び構成員に係る次の書類を提出すること。

●会社概要(定款及び登記事項証明書を添付すること。パンフレット等の添付も可。)

●納税証明書(国税：「その3」又は「その3の3」：提出日前3か月以内の発行のもの)

●納税証明書(町税：提出日前3か月以内に発行されたもの)(様式11)

●貸借対照表(直近決算1期分)

●損益計算書(直近決算1期分)

また、資格要件を示す資料として、資格要件に関する調書(様式12)とともに、応募者及び構成員に係る次の書類を提出すること。

●一級建築士事務所登録を証明する証書の写し

●その他の設計を担当する者に係る法令の基づく資格・免許を証明する書面の写し

●施設整備業務を担当する者に係る建設業許可を証明する証書の写し

●配置予定技術者に係る法令の基づく資格・免許を証明する書面の写し

●事業実績を示す資料(契約書の写し等)

### ③内容審査に関する提出書類様式【提出部数：10部】

内容審査に関する提出書類には、企業名を特定又は類推できる記載は行うことができないものとする。

#### ア 事業方針に係る提案書

●表紙 (様式13)

●事業方針 (様式14)

●提案の特徴 (様式15)

●地域の活性化・交流等 (様式16)

●事業期間満了時の対応 (様式17)

#### イ 施設設計業務に係る提案書

●施設計画(民間提案施設) (様式18)

●施設配置計画 (様式19)

●工程 (様式20)

●安全対策 (様式21)

●環境対策 (様式22)

●全体平面図

●全体イメージ図(鳥瞰図)

- 提案施設ごとに整備内容が分かる図面等
- ウ 施設建設業務に係る提案書
  - 施工方法 (様式23)
- エ 施設維持管理業務に係る提案書
  - 施設維持管理体制 (様式24)
  - 維持管理方法 (様式25)
- オ 施設運營業務に係る提案書
  - 施設運営体制 (様式26)
  - 運営方法 (様式27)
- カ 経営内容に係る提案書
  - 資金計画 (様式28)
  - 金融機関等が発行する融資確約、関心表明又はこれに類する書類(提出可能な場合のみ)
  - 収入(利用料金) (様式29)
  - 事業収支計画 (様式30)
  - 事業の安定性 (様式31)
  - リスク管理方針 (様式32)

## 5 提案の審査

### (1) 民間事業者の選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により民間事業者の募集、選定を行うものとする。

### (2) 事業者選定委員会の設置

事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、その中で町が提示した実施方針等との適合性、民間事業者の創意工夫、周辺環境との調和等の各面から総合的に審査を行うものとする。

選定委員会は審査結果を町に報告するものとする。

審査にあたる委員は、次のとおりとする。

会 長	副町長
副会長	総務課長
委 員	まちづくり推進課長
委 員	産業課長
委 員	建設課長
委 員	その他町長が必要と認めた職員等

### (3) 資格審査

町(事務局)において、「2 応募の条件」に係る審査を行うものとする。

#### (4) 内容審査

選定委員会において、次の項目を重視して審査を行い、審査提案書の内容が最も優れた民間事業者を優先交渉権者として選定するものとする。

詳細は、優先交渉権者選定基準に記載するものとする。

##### ①事業方針

ア 事業方針：事業方針，提案の特徴，地域の活性化・交流等，事業期間満了時の対応

##### ②施設設計業務

ア 施設計画：民間提案施設の内容・規模

イ 施設配置計画：施設配置計画

ウ 工程：全体工程

エ 安全対策：安全対策

オ 環境対策：景観への配慮，周辺環境対策

##### ③施設建設業務

ア 施工方法：安全対策，周辺地域への影響対策

##### ④施設維持管理業務

ア 施設維持管理体制：組織構成

イ 維持管理方法：維持管理の方法

##### ⑤施設運營業務

ア 施設運営体制：運営体制

イ 運営方法：運営方法（営業戦略を含む。）

##### ⑥経営内容

ア 資金計画：資金調達

イ 収入：利用料金

ウ 事業収支計画：事業収支計画

エ 事業の安定性：事業採算性，その他の事業安定性に関する対策

オ リスク管理方針：リスクの把握・対応

#### (5) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の報告を受けて、応募者の中から1社又は1グループを優先交渉権者として決定する。また、次点交渉権者も決定する。

#### (6) 結果の公表

優先交渉権者の審査及び決定の結果は、各応募者に個別に通知するとともに、結果の概要、審査講評等をホームページに公表する。

#### (7) 基本協定の締結

町と優先交渉権者は、必要により、PFI事業契約の締結に関し、町と優先交渉権者双方の義務について必要な事項を定める基本協定を締結し、PFI事業契約締結に向けた協議を行うものとする。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と基本協定を締結し、協議を行うものとする。

#### (8) 契約の締結

町は、PFI事業契約の協議が整った優先交渉権者（優先交渉権者と協議が整わない場合にあつては、協議が整った次点交渉権者）とPFI事業契約を締結するものとする。

### 6 契約の基本的条件

#### (1) 町と民間事業者の予想されるリスクと責任分担

事業による責任分担の基本的な考え方は、町と民間事業者が適切にリスク分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことである。

この考え方に基づいて、町の考えるリスクの種類・分担は、リスク分担表（案）のとおりとする。

町と優先交渉権者は、契約書（案）に記載のない事項や、より詳細に規定すべき事項について協議を行い、契約書等に明文化するものとする。

#### (2) 事業の実施状況の確認・監視

##### ①施設整備業務期間

##### ア 設計時

町は、民間事業者による設計内容が、町の求める性能基準を満たしているか確認する。

##### イ 施工時

町は、必要に応じて民間事業者から工事監理の報告を受け、設計図書どおりに施工されているかを確認する。

##### ウ 完成時

町は、完成した本件施設について完成検査を実施する。

##### ②施設維持管理及び運営業務期間

町は、本件施設の維持管理及び運営状況について定期又は必要に応じてモニタリングを行い、契約書等で定められたサービス水準に達しない場合は、改善勧告等を行うものとする。

また、民間事業者は、町に対して定期的に業務報告を行うものとする。

#### (3) 特別目的会社の設立

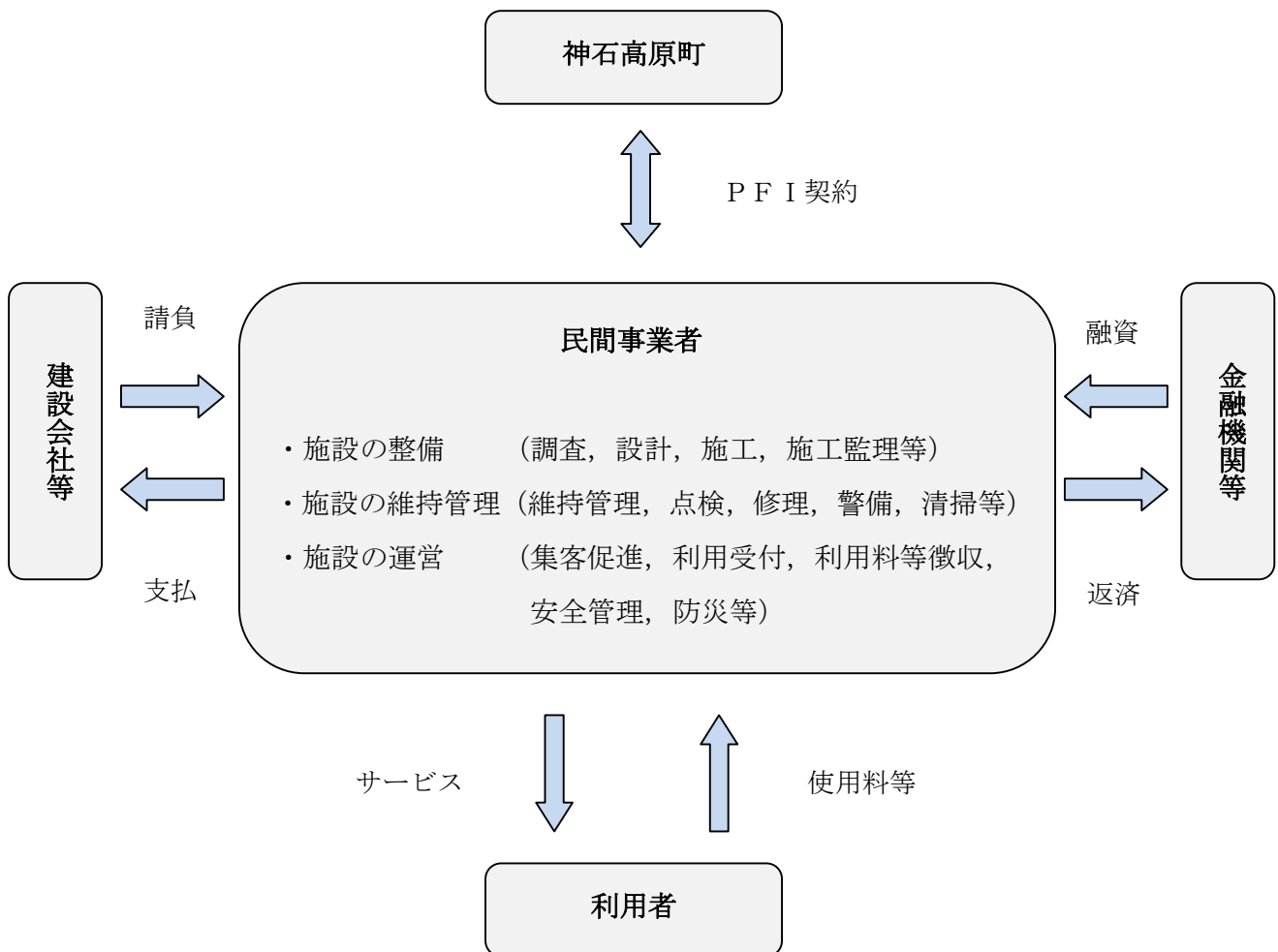
選定された民間事業者は、本事業の遂行のために特別目的会社を設立するものとし、町は、その特別目的会社に地位の承継を認めることとする。

## 7 問合せ先

この募集要項のほか、事業に関する問合せ先は次のとおり。

担当部署	神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室 未来戦略係
住所	〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠2025番地
電話	0847-89-3332
FAX	0847-85-3394
E-mail	jk-suisin@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

事業スキーム図 (案)





## リスク分担表

## 【凡例】

○：主分担（原則として負担）

△：従分担（限定的に負担）

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	負担区分	
					町	事業者
共通	事業者選定リスク	事業者選定リスク	1	町が作成した事業者選定にかかる書類の記載誤り、手続きの誤り及び内容の変更等により発生した追加費用	●	
		応募リスク	2	応募費用		●
		契約リスク	3	優先交渉権者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる等、その原因が事業者側にある場合における町側に発生した追加費用		●
			4	上記以外の場合におけるそれぞれに発生する追加費用	●	●
	制度変更リスク	法令リスク	5	事業に直接関係する法令等の新設・変更に対応するための追加費用	●	
			6	上記以外の広く一般に適用される法令等の新設・変更に対応するための追加費用		●
		許認可リスク	7	事業管理者として、町が取得すべき許認可の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用	●	
			8	工事や運営業務の実施に関して、事業者が取得すべき許認可の遅延に伴い町側に発生した追加費用		●
		税制リスク	9	当該事業に関する新税の成立や税率の変更により発生する追加費用	●	
			10	消費税等、全ての法人に係る税制、税率の変更に対応するための追加費用		●
		政治リスク	11	政治上の理由、政策変更による事業内容の変更に対応するための追加費用及び事業中止に伴う損害賠償	●	
		公共支援リスク	12	法律、契約で定められた公共支援が実施されないことに伴い事業者側に発生した追加費用	●	
	経済リスク	資金調達リスク	13	事業に必要な資金の調達に係るコスト上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用		●
		物価変動リスク	14	設計・建設段階における物価変動を適切に見込まないために発生した追加費用		●
			15	施設利用料金に物価上昇率を反映させるための対応（条例改正等）を適切に行わないために発生した追加費用	●	
		金利変動リスク	16	借入金利の変動に伴う追加費用		●

共通	社会リスク	住民対応リスク	17	施設の設置及び運営等に関する住民反対運動，訴訟，要望等への対応に伴う追加費用	●	
			18	事業者が行う調査・建設及び維持管理・運営等に関する住民からの訴訟，苦情，要望等への対応に伴う追加費用，又は工事遅延等により町側に発生した追加費用		●
		環境リスク	19	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，有害物質の排出等）に関する対応費用		●
		第三者賠償，補償リスク	20	事業者が行う業務に起因する事故，事業者の維持管理業務の不備に起因する事故により第三者に与えた損害の賠償費用		●
			21	所定の基準の範囲内に収まっているものの，施設の建設に伴い避けることのできない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断水，臭気の発生等により，第三者に与えた損害の補償費用		●
			22	町の要因による事故で第三者に与えた損害の賠償費用	●	
	パートナーリスク	23	事業パートナーの経験，能力不足等により発生した追加費用		●	
	事業の中止・延期リスク	24	予算措置の遅れ等，町の責任による事業の中止，延期に伴い事業者側に発生した追加費用	●		
		25	事業者の責任による事業の中止，延期に伴い町側に発生した追加費用		●	
	事業の中止・延期リスク	26	事業者の事業放棄，破たんにより町側に発生した追加費用		●	
27		大規模な自然災害，戦争，暴動等の人為的な事象といった不可抗力による施設の損害による修復費用並びに施設整備及び運営事業の変更・中止に伴い事業者に発生した追加費用	▲	●		
自由提案リスク	28	事業者による自由提案施設による費用		●		
計画段階	計画設計リスク	測量，調査，設計，計画変更遅延リスク	29	町の提示条件，指示誤りに伴う追加費用	●	
			30	事業者の調査不足，設計誤りに伴う再設計費用又は追加費用		●
			31	事業者の責任による変更，遅延に伴う追加費用		●
	用地リスク	用地取得リスク	32	施設整備に係る用地のクリアランス遅延，又はこれに起因する計画変更等に伴う追加費用	●	
		地質・地盤リスク	33	当初予見不可能な地質・地盤状況の結果，工法・工期等に変更が生じた場合に発生した追加費用	▲	●
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	34	事業者の責めによる工事の遅延に伴い町側に発生した追加費用		●
			35	不可抗力による工事の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用	▲	●

建設段階	建設リスク	施工監理リスク	36	施工監理の不備により，工事内容，工期等の不具合の発生に伴う修復費用及び工期遅延に伴う追加費用		●
			37	事業者が設置する備品等の納品遅延に伴い町側に発生した追加費用		●
		費用超過リスク	38	事業者の責めにより増大した工事費		●
			39	町側の要因による設計変更等で当初予定を超過した工事費	●	
		性能リスク	40	要求性能の不適合に伴い修復などに係る追加費用		●
		施設損傷リスク	41	工事中の事故，火災等による工事の遅延等に伴う追加費用		●
維持管理運営段階	競合リスク	競合インフラリスク	42	競合する施設の整備に伴う収入の減少，又は維持管理運営業務費用の増加		●
	需要リスク	需要変動リスク	43	利用者の増減による人件費，物件費，経費等の増減費用		●
	運営管理リスク	使用料未払リスク	44	利用者からの使用料が支払われないことによる収入の減少		●
			45	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が，契約書に定める水準に達しない場合への対応に伴い町側に発生した追加費用		●
		施設損傷リスク	46	施設の運営・維持管理コストの上昇，事故等での被害者への補償		●
			47	事業者の責めによる管理中の事故，災害，火災等による施設の損害		●
		施設損傷リスク	48	町の責めにより施設が損傷した場合の修復費用	●	
			49	不可抗力による施設の損害による修復費用，運営事業の変更・中止に伴い事業者が発生した追加費用	▲	●
	運営管理計画リスク	50	町の責任による事業内容の変更に伴う追加費用	●		
	施設瑕疵リスク	潜在的瑕疵リスク	51	町が整備した施設の潜在的な瑕疵による修復費用	●	
		施設瑕疵リスク	52	事業者が整備した施設の瑕疵による修復費用		●
		技術革新リスク	53	技術革新による施設，設備の陳腐化，無用化，不効率化等に対応した維持管理・運営業務の内容変更に伴う追加費用		●
	移管段階	移管リスク	移管手続リスク	54	施設の移管手続に伴う費用及び事業会社精算手続に伴う発生費用	
性能確保リスク			55	事業期間終了時における施設の性能確保に伴う発生費用		●